

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十八号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二十六号及び第四十号中「特定重要港湾区域」を「国際拠点港湾区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。